

会員の懲罰に関する規則

平成 27 年 8 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本褥瘡学会（以下「本会」という。）の会員の懲罰に関し必要な事項を定める。

- 2 本会会員（以下、「会員」という。）に対し除名又は懲罰を行う場合において、これに関する手続きが公正かつ迅速に処理されるために必要な事項を定め、本会の秩序を維持するとともに、本会の社会的信用及び名誉を保持することを目的とする。
- 3 本規則の適用にあたっては、会員の学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮しなければならない。また、会員に発生した問題に対し、懲罰以外の方法では解決ができない場合においてのみ適用することとし、本規則を濫用してはならない。

(懲罰の種類等)

第 2 条 本会が会員に課す懲罰処分は、以下の各号に掲げる通りとする。

(1) 訓戒

訓戒とは、該当する会員に対し、口頭にて会員としての活動の在り方を戒めることをいう。

(2) 訓告

訓告とは、該当する会員に対し、文書にて会員としての活動の在り方を戒めることをいう。

(3) 譴責

譴責とは、該当する会員に始末書を提出させ、会員としての活動の在り方を戒めることをいう。

(4) 認定資格の停止

認定資格の停止とは、該当する会員の認定師の資格を一定期間停止し、もって、会員としての活動の在り方を戒めることをいう。

(5) 会員資格の停止

会員資格の停止とは、該当する会員に対して会員資格を一定期間停止し、もって、その活動の在り方を戒めることをいう。

(6) 除名

除名とは、該当する会員の本会における資格を剥奪することをいう。

2 認定資格の停止に該当する者で、認定資格の更新をむかえた時には、停止期間が解除されたのち、1年以内に更新するものとする。

3 会員資格停止中に退会した者は、本会へ再入会することはできない。

(処分の対象)

第 3 条 理事会は、次の各号に掲げる本会の社会的信用を失墜させ、名誉を毀損する行為をなした会員を、第 2 条に定める懲罰処分の対象とすることができる。

(1) 会員としての社会的モラルや品位にかける行為

- (2) 反社会的な行為または刑罰法令に触れる行為
- (3) 本会が定める倫理規定ならびに学会誌投稿規定に違反した行為
- (4) その他、問題となる行為

- 2 理事会は、前項に記載する行為により懲罰処分に付された会員の当該行為に関し、監督指導をなすべき職にある会員に対して、職責の見地から、その内容、程度、状況に応じて懲罰処分の対象とすることができる。

(調査委員会の設置)

第4条 調査委員会は、第3条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明した時、理事長が常任理事および倫理委員会委員長をもって招集する。

- 2 調査委員会は5名以上の男女両性で組織する。また、必要に応じて外部委員を加えてもよい。

(処分の決定)

第5条 調査委員会は、該当する会員がなした行為について、必要に応じて関係機関へ照会等を行い、事実の有無を調査する。

- 2 調査委員会は、当該会員に対し、書面又は面談等の方法をもって本人の弁明及び主張の有無及びその内容を聴取する。
- 3 調査委員会は、本条1及び2項の結果について、理事会へ遅滞なく報告する。
- 4 理事会は、調査結果に基づき、除名の場合を除き、第2条各号の中からその一つあるいは二つを併せて処分内容を決め、社員総会の承認を得て、本人へ通知する。尚、本条6項のただし書きの懲罰については、理事会が決定する。
- 5 認定ならびに会員資格の停止及び除名の処分を社員総会の議決に諮る場合は、当該会員に対し、社員総会の場において議決前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、本人が希望しない場合はこの限りではない。
- 6 会員に対する処分の決定は、社員総会の承認を経なければならない、ただし、訓戒、訓告、譴責の処分に当たっては、社員総会の承認を省略することができる。

(勧告)

第6条 理事会は、認定ならびに会員資格の停止の処分に該当する者に対し、総会の議決を経るまでのあいだ、社員総会へ諮られる処分に相当する自粛を勧告することができる。

- 2 理事会は、第1項に定める理事会の勧告を受け入れた者に対し、その処分期間に、勧告を受け入れた日から社員総会の議決までの期間を算定することができる。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会の決議によってなす。